

(趣旨)

第1 この方針は、福井大学附属図書館規程(平成16年規程第40号)第8条の規定に基づき、福井大学附属図書館(以下「図書館」という。)の図書館資料(以下「資料」という。)の収集に関して必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2 本方針は、総合図書館及び医学図書館に配架する資料について適用する。

(基本方針)

第3 本学の基本理念を踏まえ、学生および教職員の学習、教育、研究、国際交流ならびに地域社会への貢献に係る利用要求に応えるため、学術的価値、教育的有用性および長期的保存価値を考慮した資料を体系的かつ計画的に収集し、福井大学(以下「本学」という。)の活動を支援する蔵書を構築する。

(収集の範囲)

第4 図書館は、印刷または電子的方法等により記録された文字等の情報であって、国内外の各分野における研究および学習に供する資料を収集するものとする。

2 前項の収集にあたっては、紙以外の媒体を含むものとし、電子リソース(電子書籍、電子ジャーナル及び文献データベース等)についても収集の対象とする。

(収集基準)

第5 資料を選定するにあたっての具体的な基準は、別表のとおりとする。

2 資料の媒体については、必要に応じて紙又は電子リソースを選択する。

(収集方法)

第6 資料の収集は購入及び寄附に加え購読契約に基づく電子リソースの利用提供を含む。

(分担収集)

第7 学習用図書として基本的に備えておくべき資料については、各館において分担して収集することとし、その範囲については別表2「分担収集の範囲」に定める。

(複本)

第8 収集する資料は、原則として各館につき1点とする。ただし、次に掲げる場合には、複本を備えることができる。

- (1) 講義に密接に関連し、教員が特に推薦するもの
- (2) 利用頻度が高いもの
- (3) 2か所以上に配置することが望ましいもの

(利用環境への配慮)

第9 図書館は、多様な学修形態および利用者の特性に配慮し、資料の媒体および提供方法を選定する。

(除籍および更新)

第 10 図書館は、資料の内容の陳腐化，利用状況及び保存状態等を踏まえ，必要に応じて資料の除籍，更新または媒体の見直しを行うものとする。

(その他)

第 11 本方針に定めのない事項については，必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この方針は，令和8年4月1日から実施する。

別表（第5関係）

1. 資料区分別選定基準

資料区分	資料区分細目	選定基準	収集期間
1 学習用図書	シラバス掲載図書	シラバスに掲載されている教科書及び参考書	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として近5年以内のものを収集する。 ・教養の涵養に必要な資料は、幅広く収集する。 ・学術的評価が高い資料は発行年が古い場合でも収集することがある。
	教員推薦図書	学生の学習及び教養の涵養に必要な資料で、教員が推薦するもの	
	学生希望図書	学生の学習及び教養の涵養に必要な資料で、学生から購入希望があったもの	
	図書館選定図書	<ul style="list-style-type: none"> ◎各学問分野の学習に必要な基本的資料 ◎既に所蔵している資料の改版、続編資料について引き続き利用が見込める資料 ◎学生の教養の涵養に必要な資料で下記を満たす資料 <ul style="list-style-type: none"> ・社会問題に関する資料 ・各学問分野の最先端に触れる資料 ・知的好奇心を喚起する資料 ・定評のある受賞作品 ◎進路支援資料で下記を満たす資料 <ul style="list-style-type: none"> ・就職活動に関する資料 ・資格取得に関する資料 ・キャリア設計に関する資料 ・進学に関する資料 ◎語学学習・留学に関する資料 <ul style="list-style-type: none"> ・語学多読用資料 ・語学検定試験対策資料 ・留学先選定、留学準備および手続きに関する資料 ◎学習支援資料 <ul style="list-style-type: none"> ・レポート及び論文作成に関する資料 	
2 参考図書	・学習、教育及び研究における事項調査に必要な各国語辞	原則として最	

		<p>書, 用語辞典, 百科事典, ハンドブック, 図鑑, 人名辞典, 地名事典, 年表, 地図, 法令集等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本政府, 国際機関その他の機関が刊行する白書, 年鑑, 統計資料, 要覧等のうち, 本学の教育・研究に必要な主要資料 ・本学の教育・研究及び学習に必要な文献調査, 情報検索のための二次資料 	<p>新の内容のものを収集するが, 学術的評価が高い資料については, 刊行年が古い場合でも収集することがある。ただし, 電子公開されているものは除く。</p>
3	留学生用図書	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の社会及び文化を紹介する資料 ・日本語学習のための資料 ・外国人留学生の母国の社会及び文化を理解するために必要な資料 	<p>学術的評価が高い資料は刊行年が古い場合でも収集することがある。</p>
4	電子的資料	<ul style="list-style-type: none"> ・電子ジャーナル及びデータベース <p>利用状況, アクセスコスト及び分野の特性を考慮し, 附属図書館運営委員会, 総合図書館運営小委員会及び医学図書館運営小委員会において選定されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子ブック <p>利用が集中する資料</p> <p>留学先等, 学外での利用が想定される資料</p> <p>評価が定まっており, 教科書として利用可能な資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視聴覚資料 	<p>収集する年代を限定しない。</p>
5	雑誌・新聞	<ul style="list-style-type: none"> ・教育, 研究及び学生の学習ならびに教養の涵養に必要な雑誌 ・国内外の主要新聞及び本学の教育・研究に密接に関連する専門誌 	<p>収集する年代を限定しない。</p>
6	郷土資料	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県及び県内各市町が刊行する, 沿革, 歴史, 産業, 観光及び統計等に関する資料 ・福井県及び県内各市町に関する資料 	<p>収集する年代を限定しない。</p>
7	本学関係資料	<ul style="list-style-type: none"> ・本学及び本学関係機関が刊行する資料 ・本学の教職員, 学生及び本学関係者による著作物 ・公文書は収集しない。 	<p>収集する年代を限定しない。</p>
8	研究用資料	<p>各専門分野の研究及び授業を実施する教員が, 必要と判断する資料</p>	<p>収集する年代を限定しない。</p>

1. 学習用図書とは, 学生の学習及び教養の涵養に必要な資料をいう。

2. 教養の涵養に必要な資料とは、専門分野にとらわれず、幅広い知識や教養を身につけるために提供される多岐にわたる分野の資料をいう。

2. 分担収集の範囲

総合図書館	・学術書について、人文・社会系及び工学系の基本的な教科書を中心に、予算及び蔵書構成のバランスを考慮し、選択的に収集する。
医学図書館	・学術書について、医学教育モデル・コア・カリキュラム及び看護学教育モデル・コア・カリキュラムに基づき、求められる資質・能力の修得に必要な基本的教科書を中心に、予算及び蔵書構成のバランスを考慮し、選択的に収集する。

3. 図書館選定図書媒体選択に関する方針

紙媒体	・紙媒体のみで提供される資料
電子リソース	・電子媒体のみで提供される資料 ・シラバス関連図書や利用が集中することが見込まれる図書など、同時期に複数の利用が想定される資料 ・留学時等に国外での利用が想定される資料